

# さんだ 農業委員会だより

令和7年12月発行

## 第45号

〈編集・発行〉

三田市農業委員会

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

TEL 563-1111(内線 2744)

TEL 559-5178(直通)



毎月開催の定例総会

農業に関する識見と熱意を持ち、地域や農業・農地の維持・発展にご尽力いただける人の積極的な推薦と応募をお願いします。

### 農業委員・農地利用 最適化推進委員の募集

#### ① 募集人数

農業委員 13名、農地利用最適化推進委員 11名

#### ② 募集期間

令和7年12月4日(木)から令和8年1月13日(火)まで

#### ③ 推薦・応募の方法

所定様式に必要事項を記入し、農業委員会事務局までご提出ください。

※詳しくは2ページをご確認ください。

### 令和の米騒動がもたらしたもの



三田市農業委員会

会長 中 島 稔 彦

今年の夏も連日の猛暑が続くなか、昨年、新米が出る直前に発生した米不足に端を発した混乱が、本年に至って、全国的な米の品薄と買い占めが発生。米の価格が全国的に高騰し、「令和の米騒動」と呼ばれる社会不安が拡がりました。マスコミ報道の多くは、消費者の目線に立った報道が中心でしたが、この「令和の米騒動」は、消費者のみならず、生産者も含め、農政が長年抱えてきた米の問題を明らかにするきっかけにもなりました。

農業機械や機材の維持更新に要する経費、肥料等の農業用資材の経費などを賄いつつ、農業者が、今後も営農を維持・継続していくことができる適切な生産者米価も確保されなければなりません。農業者は、単に生産者であるだけでなく、営農活動等を通じて、地域経済を支え、地域社会を支えるという役割も担っています。

近年、高齢化が進むなか、離農を考えているといった声も聞くようになり、それが、地域の活力の低下に繋がることも危惧されます。今後の「三田の農業」を維持伸展していくためには、経営規模の拡大などにより、力強い経営体を育成し、生産性の高い農業を目指す必要があります。

一方で、中山間部の規模拡大が困難な農地を維持していくことも重要な課題であり、それぞれの地域、そして、地域特性に合った営農のあり方も考えていかねばなりません。

長年にわたって培われてきた三田の農業を守り、維持伸展していくため、農業委員会としても、農業者の皆様の声をしっかりと受け止め、市行政や各農業関係団体の皆様と協力し、活動してまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

# 農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

三田市では、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和8年3月25日で任期満了となります。これに伴い、令和8年3月26日から委員になっていただく人を募集します。

1. **募集期間** 令和7年12月4日(木)～令和8年1月13日(火) 必着

2. **募集人数**

- ・農業委員 13人
- ・農地利用最適化推進委員 11人

3. **任期**

令和8年3月26日から3年間

4. **報酬等**

月額40,700円(特別職の非常勤職員)

5. **募集の手続き**

農業委員・農地利用最適化推進委員ともに、次の2通りの募集方法があります。

- ①地区、農業関係団体、農業者からの推薦
- ②自らによる応募(自薦)

募集手続きの詳細については、募集要綱をご覧ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要綱



6. **問い合わせ・提出先**

三田市農業委員会事務局 三田市三輪2丁目1番1号 市役所本庁舎5階  
電話079-559-5178

## 農業委員会は農地利用の最適化のために大切な役割を担っています。

### < 業務内容 >

#### 農業委員

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。また、農地利用最適化推進委員と連携して、地域計画の実現や農地等の利用の最適化の推進に向けた活動を行います。

#### 農地利用最適化推進委員

農業委員と連携して、担当する地域において、地域計画の実現や農地等の利用の最適化を推進するための業務を行います。

※「農地等の利用の最適化の推進業務」とは担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進を行うための活動です。

### < 業務の推進に求められる人 >

#### 農業委員

農業に関する識見を有し、農地法等による法令業務その他農業委員会の所掌に関する事項に関し、その役割を適切に行うとともに、農地利用最適化推進委員と連携して、地域への話し合いへ積極的に参加できる人

#### 農地利用最適化推進委員

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、地域での話し合いの推進など現地での活動ができる人

## ◆ 農地に関する各種手続きのお知らせ ◆

農地の売買、農地以外に転用などをする場合は、事前に農地法の手続きが必要です。

法律等の要件を満たしているものだけが許可等されます。

許可等なく転用した場合や事業計画どおりに転用していない場合等は法令違反となり、工事中止や原状回復命令、罰則の規定もあります。

必ず農業委員会に事前にご相談ください。

### ● 農地法第3条許可申請(農地の売買等)

農地を売買等により権利移動する場合、事前に申請と許可が必要です。

農地を取得する場合、申請地に農地性があることや、農業者であること、新規就農できると認められること、所有している農地を全て耕作していることなどの要件があります。

※地域計画手続きが必要な場合があります。

### ● 農地の形状変更(盛土や切土)

農地の土壌改良などを目的に盛土または切土等の形状変更を行う場合、事前に申請と承認が必要です。

農地を整形するために畦畔を改良する場合なども事前の手続きが必要です。

また、施工区域3,000㎡未満、施工期間が3か月以内であるものに限られます。

### ● 農地法第4条許可申請(農地の自己転用)

所有する農地を農地以外に転用し自ら利用する場合、事前に申請と許可が必要です。

集団農地ではないこと(立地条件)や転用事業が必ず実行されるか(一般基準)など、許可基準を満たすことが必要です。

※地域計画事前変更手続きが必要な場合があります。

### ● 農業用施設等の届出(農業用倉庫など)

自ら所有する農地を自らの農業用施設(農業用倉庫、農機具庫等)に転用する場合、事前に届出が必要です。

※市街化調整区域内農地で転用面積が200㎡未満であるものに限られます。

市街化区域の農地の場合は農地法第4条に基づく届出をしてください。

※地域計画事前変更手続きが必要な場合があります。

### ● 農地法第5条許可申請 (転用を目的とした権利移動)

他人の農地を取得・借受けて自己の目的のために農地以外に転用する場合、事前に申請と許可が必要です。第4条許可と同様に許可基準を満たすことが必要です。

※地域計画事前変更手続きが必要な場合があります。

### ● 農地法第3条の3の届出(相続の届出)

相続により農地の権利を取得した場合、届出が必要です。

### ◆ 申請書の提出期日など

毎月5日(休日の場合は前開庁日)までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出していただきます。

申請書は農業委員会事務局や市ホームページから入手できます。申請内容を事務局で確認後、現地調査を経て、毎月20日(閉庁日の場合は翌開庁日)の定例農業委員会総会で審議を行い、許可・承認されると、総会后に許可書、証明書を交付します。

農地法第4条申請、第5条申請は兵庫県知事に進達され、審査の結果、問題がなければ許可書交付となります。

### ● 非農地証明

農地でない状態(山林、原野、宅地等)で20年以上経過し、現在も農地利用していない農地を地目変更しようとする場合、農業委員会の非農地証明が必要です。

※農業委員会が農地に復元することができないと判断したものに限りません。

また、農業振興地域の整備に関する法律上の農用地に指定されている場合は昭和49年11月5日以前から農地でないことも要件です。

## 地域計画の更新について

### 年1回の更新(事後変更)について

地域計画内農地で所有権移転や利用権設定等の農業利用に関する異動により耕作者の変更があった場合など、年1回の更新手続きで地域計画変更を行います。

- (1) 令和7年12月下旬～令和8年1月下旬頃  
市で把握している令和7年上半年期に行われた農地所有権移転や利用権設定等を反映した地域計画変更案(目標地図含む)を各農会へ照会する予定です。
- (2) 令和8年1月下旬～2月中旬頃  
各農会照会確認後、関係機関へ意見聴取を行います。
- (3) 令和8年2月下旬～3月中旬頃  
地域計画変更案を公告・縦覧します。
- (4) 令和8年3月下旬  
(3)の公告・縦覧期間を経て、変更後の地域計画を公告します。



### 農地転用や農振除外に伴う随時変更(事前変更)について

地域計画内農地を農地以外の利用をするため、農振除外申出や農地転用申請を行う場合、事前に地域計画のエリアから除外する手続きが必要です。

- (1) 変更申出人は、「地域計画変更等申出の添付書類一覧」に記載の書類を市農業振興課へ提出します。
- (2) 提出書類に、農地転用申請と地域計画変更(除外)を兼ねた「農会・水利同意書」があります。変更申出人から農会に、農地以外の利用に関する説明をし、農会では担い手への集積や農地集団化、周辺営農に支障が無いか確認後、農会・水利同意をもって、地域内協議がされたものとみなします。
- (3) 書類が市へ提出された場合、地域計画変更案(目標地図含む)を市ホームページなどに掲載した旨を農会へ文書通知します。
- (4) 地域計画変更案の公告・縦覧、関係機関への意見聴取を経て、変更後の地域計画を公告します。

市ホームページに、令和7年3月に策定された地域計画や目標地図のほか地域計画変更等申出様式を掲載してるほか、地域計画変更に関する変更案閲覧や変更後地域計画の掲載も行っています。

#### 【ホームページリンク先】

- ・右記の2次元バーコードにアクセスしてください。
- ・または、パソコンなどから  で検索し、市ホームページにアクセスしてください。



## 三田市農地賃借料情報

令和6年2月から令和7年1月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は下記のとおりです。(単位:円)

地区名	平均値	最高額	最低額
三田	7,800	10,000	3,000
三輪	6,700	10,000	3,000
広野	6,500	10,800	2,400
小野	13,400	21,600	8,500
高平	8,400	10,800	7,000
藍	6,700	10,000	3,000
本庄	5,000	8,500	3,000
市平均(参考)	6,800	21,600	2,400

※使用貸借(無償貸借)を除いています。

## 担い手への農地の集積状況(令和7年3月末)

高齢化や後継者がおらず耕作できない農地は担い手などの方々により遊休農地となることなく耕作が継続されています。今後も引き続き集積を進めていく必要があります。

市内農地面積(a)	担い手への集積面積(b)	集積率(b/a)
1,990ha	628.9ha	31.6%

## 毎月第2火曜日(午後)は「農地相談日」です。

農地についての困りごと、トラブル、お悩みについてお気軽にご相談ください。事前予約制です。前週の木曜日までにご予約ください。

◆問い合わせ：農業委員会事務局 電話079-559-5178(直通)

## 農地の貸借・売買を支援する制度

### ●農地中間管理事業

市内調整区域内農地の利用権設定を行う場合、公益社団法人ひょうご農林機構が所定の様式で貸借の手続きを行います。所定の様式は窓口配付のほか、市ホームページ(農地の貸し借りについて)でも掲載しています。

### ●三田市農地バンク

三田市が農地の利用希望者に広く紹介する制度です。貸したい・売りたい農地情報をまとめ、借りたい・買いたい方に情報提供します。

※両制度とも活用するには条件や基準があります。

◆問い合わせ：農業振興課 電話079-559-5178(直通)

## 全国農業新聞を購読しませんか

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通情報、魅力的な農家の取り組みなど幅広く伝えます。購読をお願いします。

- 毎週金曜日発行 ● 月額700円(税込) ※4月から900円(税込)予定
- 発行：全国農業会議所

◆問い合わせ：農業委員会事務局 電話079-559-5178(直通)

## ひょうご就農希望者向けセミナー・相談会に参加しました

令和7年6月29日、神戸国際会館にて開催されたひょうご就農希望者向けセミナー・相談会に尾栢稔農業委員が参加しました。三田市のブースでは計9名の就農相談があり、20代から50代まで幅広い年齢層が訪れました。

営農計画として主に野菜や果樹を耕作していきたい旨の相談が多く、営農に関する実務的なアドバイスや市内営農実態・傾向、新規就農へのステップなどの案内を行いました。



## インターンシップ学生へ農業委員会業務を紹介しました

令和7年8月、農業委員会業務をインターンシップ学生に紹介しました。

遊休農地が発生することによる周辺営農の影響や、遊休農地に至る原因傾向を説明した後、遊休農地が農地再生できる状態か、農地再生が難しい状態かの判断ポイントを説明しました。



## 新規就農ヒアリングの実施 ～三田市で農業したい人が相談に来られています～

新規就農ヒアリングは、新規就農希望者に営農計画や地域での農業に対する取り組みについての確認や助言・指導を農地相談で行うもので、毎月第2火曜日に行っています。

令和6年度は24人がヒアリングを受けました。栽培作物は水稻よりも野菜や果樹が多く、自家消費といった小規模で農業をしたいという相談が多く寄せられました。

地域に新規就農の人が来られたら、温かく見守っていただきますようよろしくお願いします。

また、新規就農後、経営規模を少しずつ拡大したい人もいますので、譲渡・貸付可能な農地をお持ちでしたら積極的な農地バンク登録をお願いします。

## 三田市農地バンクに登録しませんか

三田市農地バンクは、所有者が貸したい・売りたい農地を登録し、農地の利用希望者に対して広く情報提供することで、農地の貸借・売買を促進する制度です。農地を探しておられる人がいますので、積極的な登録をお願いします。

【登録できる農地】三田市内の市街化調整区域内の農地で、農地台帳で確認できる農地

【登録期間】登録から3年目の12月31日まで

※農地に関する交渉等は当事者間でお願いします。

※売買または貸借が成立するまでの間、農地の維持管理は、所有者が行ってください。

※三田市農地バンクは耕作者が見つかることを約束するものではありません。

※詳細は右記の2次元コードにアクセスしてください。



◆問い合わせ：農業振興課 電話079-559-5178(直通)